

## 東京都北区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

26北福障第4505号

平成27年2月3日区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年3月10日福保子医第854号）に規定する小児慢性特定疾病児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

### (用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は北区内に住所を有する、同表「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾病医療費助成事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による用具の給付の対象とはならない者とする。

### (給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（別記第1号様式）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて東京都北区長（以下「区長」という。）に申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があった場合は、必要に応じて当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、速やかに小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書（別記第2号様式）を作成するものとする。

### (給付の決定)

第4条 区長は、前条の申請内容を審査の上、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 区長は、用具の給付を行うことを決定した場合は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（別記第3号様式）及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（別記第4号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 区長は、用具の給付を行わないことを決定した場合は、小児慢性特定疾病児

童日常生活用具不給付決定通知書（別記第5号様式）を申請者に交付するものとする。

- 4 用具の給付は、原則として一世帯当たり別表1に掲げる用具の種目（別表1に掲げる紫外線カットクリーム、ストーマ装具、人工鼻を除く。）について1件までとする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 5 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付を行った日から別表1の耐用年数欄に規定する期間を経過する日までは、給付対象外とする。ただし、修理不能等により用具の使用が困難になった場合は、この限りでない。

#### （用具の給付）

第5条 区長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。
- 3 診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。
- 4 用具の付属品のみを給付することはできない。ただし、用具を使用するためにその付属品がないと当該用具が機能しない場合においてのみ、当該用具とともに付属品を給付することができるものとする。

#### （費用の負担及び支払い）

第6条 用具の給付を受けた者（以下「受給者」という。）の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）は、その収入に応じて、用具の給付に要する費用の一部又は全額を負担するものとする。

- 2 前項の規定により扶養義務者が負担する額の基準は利用者負担基準額表（別表2）に定める額とする。ただし、給付を受けた用具の費用が利用者負担基準月額に満たない場合は、当該用具の費用を負担するものとする。
- 3 複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。
- 4 扶養義務者は、給付を受けた用具の費用が別表1に掲げる基準額を超える場合は、前項の利用者負担基準月額に加えて、当該用具の費用と基準額との差額を負担するものとする。
- 5 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項に定める額を支払うものとする。

(費用の請求)

第7条 区長は、用具を給付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前条の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

2 前項による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 受給者は、用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 受給者が前項に違反した場合には、区長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第9条 区長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年2月29日区長決裁27北福障第4710号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年2月22日区長決裁28北福障第4492号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年2月20日区長決裁29北福障第5182号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年2月25日区長決裁30北福障第5124号)

この要綱は、平成30年9月1日から適用する。ただし、別表2の備考の5については、平成30年10月1日から適用する。

付 則 (令和元年12月6日区長決裁31北福障第4216号)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

付 則（令和2年2月19日区長決裁31北福障第5039号）  
この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

付 則（令和2年10月14日区長決裁2北福障第3359号）  
この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和2年11月13日区長決裁2北福障第3684号）  
この要綱は、令和2年10月1日から適用する。

別表1 (第2条関係)

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,900円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を有する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円	8年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円	5年
車椅子(電動以外)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。	77,440円	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円	5年
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの。	22,000円	5年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	年額 41,580円	-
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	173,250円	5年
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 113,520円	-
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 149,160円	-
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	年額 128,700円	-

## 利用者負担基準額表

本人の属する世帯の階層区分			利用者負担 基準月額	加算基準 月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯		1,100円	110円	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250円	230円	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であって、その特別区民税又は市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1階層	2,900円	290円
		3,001~5,800円	D2階層	3,450円	350円
		5,801~8,700円	D3階層	3,800円	380円
		8,701~13,000円	D4階層	4,250円	430円
		13,001~17,400円	D5階層	4,700円	470円
		17,401~22,400円	D6階層	5,500円	550円
		22,401~28,200円	D7階層	6,250円	630円
		28,201~58,400円	D8階層	8,100円	810円
		58,401~75,000円	D9階層	9,350円	940円
		75,001~96,600円	D10階層	11,550円	1,160円
		96,601~121,800円	D11階層	13,750円	1,380円
		121,801~175,500円	D12階層	17,850円	1,790円
		175,501~221,100円	D13階層	22,000円	2,200円
		221,101~380,800円	D14階層	26,150円	2,620円
		380,801~549,000円	D15階層	40,350円	4,040円
		549,001~579,000円	D16階層	42,500円	4,250円
		579,001~700,900円	D17階層	51,450円	5,150円
		700,901~849,000円	D18階層	61,250円	6,130円
		849,001~1,041,000円	D19階層	71,900円	7,190円
		1,041,001円以上	D20階層	全額	左の額の徴収基準月額10% ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

## 備 考

### 1 徴収月額の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に特別区民税又は市町村民税（以下「区市町村民税」という。）が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その区市町村民税等により行うものとする。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指し、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯のほか、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合等を含むものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定める直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）及びそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特に扶養の義務を負わせているものをいう。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

#### ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

IV 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された、地方税法により賦課される区市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

- ・ 平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童等が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、区市町村の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

- ・ 生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受け

ている事実、区市町村民税については、当該年度の区市町村民税の課税（地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第 3 2 3 条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

- ・ 当該年度の区市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の区市町村民税によることとする。

### (3) 利用者負担基準額表の適用時期

別表 2 「利用者負担基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取り扱うものとする。

- 3 利用者負担基準額表中、利用者負担基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、区市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであることとする。

#### 4 利用者負担基準月額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いを行うものとする。

#### 5 その他

令和 2 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 5 1 年 4 月 1 6 日厚生省発児第 5 9 号の 2 厚生事務次官通知）第 4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考 3（3）に準じて、B 階層の対象世帯のうち、特に困窮していると区長が認めた世帯についても、A 階層と同様の取扱いとすること。